

## 八千代町町長交際費支出基準

### 第1 趣旨

この基準は、町長が交際上、特に必要と認める場合に予算の範囲内で支出する町長交際費について、その支出区分、支出内容、支出金額、その他必要な事項について定めるものとする。

### 第2 責務

町長交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

### 第3 支出区分

支出区分は、「慶祝」「見舞」「弔慰」「会費」「賛助」「渉外」「その他」の7項目とし、支出内容及び支出金額は次に定めるところによる。

支出区分	支出内容	支出金額
① 慶祝	町民参加のスポーツ・文化・イベント等催事、記念式典、祝賀会並びに町民にとって名誉となる行為、業績への壮途祝いについて支出する。 ただし、町が補助を行っている団体等へは、原則として支出しないものとする。	5千円又は社会通念上認められる範囲の額
② 見舞	病氣見舞については、原則として、別表「弔慰・見舞等支出一覧表」に掲載する本人が1週間以上の入院加療を要する場合に支出する。	5千円
③ 弔慰	町政に特に尽力のあった者で、別表「弔慰・見舞等支出一覧表」に基づき支出する。	別表参照
④ 会費	町政運営上必要であり、建設的な意見交換を目的とする会合等で、会費を必要とするもの。	5千円又は会費相当額
⑤ 賛助	各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるものに対し、公共的、公益的なものであるときは賛助会費として支出する。 ただし、町が補助を行っている団体等へは、原則として支出しないものとする。	5千円又は社会通念上認められる範囲の額
⑥ 渉外	町政運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のため必要なPR用特産品等の購入に要する費用	相当額
⑦ その他	上記のいずれにも属さない場合で、町政運営上町長が特に必要と認めるとき	相当額

### 第4 見直し

この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

別表

弔慰・見舞等支出一覧表

対 象	香 料	供 物	備 考
各行政委員会委員現職本人	10,000 円		
// 親族	5,000 円		
上記以外非常勤特別職現職本人	10,000 円		
// 親族	5,000 円		
町議会議員現職本人	10,000 円		
// 親族	10,000 円 以内		
// 元職	10,000 円		
元職(町長・副町長・収入役・教育長)	10,000 円		
国・県議員及び他市町村首長広域 組合議員	近隣市町村との 均衡をとった額		
その他、町に対し特に友好もしくは功績 のあった方で町長が必要と認める者	社会通念上妥 当な額とする		

注釈①親族とは、配偶者、一親等血族及び同居の一親等姻族をいう。

②各行政委員会委員とは、教育委員会委員(教育長を除く)、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員(議会選出を除く)、農業委員会委員(議会選出を除く)、固定資産評価委員会委員をいう。

③花環代は5千円とする(ポスター作成無し)

(平成19年4月1日より適用)

(平成21年9月1日一部改正)

(平成27年6月1日一部改正)

(令和5年4月1日一部改正)